

探偵業者の営業所に対する立入検査規程

平成 19 年 5 月 28 日
都公委規程第 5 号
存 続 期 間

〔沿革〕 令和 2 年 12 月都公委規程第 7 号 (い) 改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、探偵業者の営業所について警察職員が行う立入検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第 2 条 立入検査は、探偵業者に対して、法に定める各種義務の履行を確保し、もって探偵業務の運営の適正を図るために行うことを目的とする。

(立入検査の区分及び基準)

第 3 条 立入検査は、次により行うものとする。

(1) 定期立入検査

生活安全部長は、探偵業者の営業実態を把握する必要があると認められる場合に、期間を定めて実施すること。

(2) 臨時立入検査

生活安全総務課長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、立入検査を行う必要があると認められる場合に実施すること。

(立入検査の実施者)

第 4 条 関係所属長は、立入検査を行う警察職員（以下「立入検査実施者」という。）を指定するものとする。

(身分証明書)

第 5 条 法第 13 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式の「身分証明書」とする。

(事前の指示教養)

第 6 条 関係所属長は、立入検査を実施しようとするときは、立入検査実施者に対し、立入検査の実施事項、実施要領等を明確に指示教養するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 立入検査実施者は、立入検査の実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所の責任者等に身分証明書を提示し、立入検査である旨を明らかにすること。
- (2) 営業所関係者の正当な業務を妨害し、又は犯罪捜査に利用しないこと。
- (3) 警察職員としての品位を保持し、職務を公正に行うとともに、立入検査の対象以外の事項に及ばないようにすること。

(報告)

第8条 立入検査実施者は、立入検査を実施したときは、その結果について速やかに所属長に報告しなければならない。

(措置)

第9条 立入検査実施者は、立入検査において法令違反を発見した場合は、違反の軽重、悪質性等を総合的に判断して、指導又は警告の措置をとるとともに、前条の規定による報告を行うものとする。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、事案に応じて警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）等に定める必要な措置をとるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（令和2年12月都公委規程第7号）

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都公安委員会規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。